

取扱期間延長

新型コロナウイルス感染症等により影響を受けている事業者の皆さまへ

利子・保証料を市が全額補助

砂川市制度融資

《新型コロナウイルス等緊急対策資金》

取扱期間 2023年4月1日～2024年3月31日

【主な要件】

- 砂川市において6か月以上の営業実績があり、市税の滞納がない事業者(個人事業主含む)
- 業種が北海道信用保証協会の保証対象業種であること
- 新型コロナウイルス感染症や物価高の影響により直近1ヶ月の売上が前年同月と比較して**5%以上**減少していること

【貸付条件】

- 限度額 運転資金 500万円
- 償還期限 **7年以内** (※金融機関の設定による)
- 利率 長期プライムレートと同率
- 保証 北海道信用保証協会の保証付き
- 据置期間 **償還期限内において1年以内で設定可能**

【取扱金融機関/お申し込み先】

北洋銀行砂川支店、北海道銀行砂川支店、
北門信用金庫砂川支店、空知商工信用組合砂川支店

※市が直接融資を行う制度ではありません。取扱金融機関や信用保証協会の事前審査があります。

お問合せ先 砂川市経済部商工労働観光課商工振興係

☎0125-54-2121 ✉s-shinko@city.sunagawa.lg.jp